

公立大学法人滋賀県立大学研究推進委員会規程

平成 19 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 112 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学研究推進委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 委員会は、滋賀県立大学（以下「本学」という。）において、重点的に推進する研究課題および戦略的研究施策の企画・立案を行い、本学の研究の高度化および活性化を図ることを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学が重点的に取り組むべき研究課題の設定に関する事項
- (2) 全学的、学部横断的研究計画の実施にかかる調整に関する事項
- (3) 本学研究費の戦略的配分の企画・立案に関する事項
- (4) 本学独自の競争的資金の配分にかかる審査に関する事項
- (5) 研究資金の獲得に関する事項
- (6) 在外研究員の審査に関する事項
- (7) 産学官連携事業の企画、計画および実施に関する事項
- (8) 産学連携センターおよび地域ひと・モノ・未来情報研究センターの人事に関する事項
- (9) 人を対象とした研究倫理審査に関する事項
- (10) 遺伝子組換え実験に関する事項
- (11) 動物実験に関する事項
- (12) 利益相反マネジメントに関する事項
- (13) 輸出管理に関する事項
- (14) 研究倫理教育に関する事項
- (15) 研究不正防止および研究費不正使用防止に関する事項
- (16) その他、研究推進、研究支援、産学連携センターおよび地域ひと・モノ・未来情報研究センターに関する事項

(組織)

第 4 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長が指名する理事
- (2) 研究院ごとに選出される教授または准教授 2 名。ただし、人間看護学研究院においては教授または准教授 1 名
- (3) 事務局次長

2 前項に定める委員のほか、委員長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に

加えることができる。

(任期)

第5条 前条第1項第2号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合の任期は1年とする。

2 前条第2項に定める委員の任期は、委員長が理事長の了承を得て、別に定める。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、理事長が指名する理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、第3条に定めた事項を円滑に審議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、事務局地域連携・研究支援課において行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が定める。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年8月5日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(第5条、第6条関係)

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。(第 11 条関係)

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(第 10 条関係)

付 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度の新たな研究戦略企画員の任命から適用する。(第 4 条関係)

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(第 10 条関係)

付 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(第 1 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条関係)

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(第 3 条関係)

付 則

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に公立大学法人滋賀県立大学研究推進委員会規程（以下「旧規程」という。）第 4 条第 1 項第 3 号の委員であったものが引き続き施行日において第 4 条第 1 項第 2 号の委員である場合の第 5 条の適用については、旧規程の規定に基づく当該委員の任期は通算しない。

3 公立大学法人滋賀県立大学における人を対象とした研究倫理審査委員会規程を廃止する。

付 則

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。(第 3 条関係)

付 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(第 3 条関係)